

第82回

定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

開催
場所

東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキグループ株式会社
本店2階 会議室

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。

● 決議事項 ●

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選
任の件

ニチレキグループ株式会社

証券コード：5011

ニチレキグループ企業理念

基本理念（種播き精神）

『種を播き、水をやり、
花を咲かせて実らせる』
たゆみない努力の積み重ねによって
絶えず新しい仕事を創造していきます。

経営理念

ニチレキグループは、「道」創りを通して社会に貢献
するため、

- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料
ならびに工法の提供
- ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る
高度なコンサルティング
- ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、

株主をはじめ幅広い顧客の皆様から

信頼される「道」創りになくてはならない

収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、

社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのある

グループであることを経営理念としております。

目次

■ 第82回定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使のご案内	4
■ 株主総会ライブ中継のご案内	7
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）10名選任の件	10
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	17
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	50
連結損益計算書	51
連結株主資本等変動計算書	52
■ 計算書類	
貸借対照表	53
損益計算書	54
株主資本等変動計算書	55
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	56
会計監査人の監査報告書	58
監査等委員会の監査報告書	60

ニチレキグループ株式会社

代表取締役社長 小幡 学

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第82回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nichireki.co.jp/investors/shareholders_meeting/



また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）ウェブサイト及び三井住友信託銀行が運営する株主総会ポータルにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。



株主総会ポータル（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLへアクセスしID・パスワードをご入力ください。（5頁から6頁のご案内をご参照ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、4頁から6頁のご案内に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキグループ株式会社 本店2階会議室
- 株主総会当日は、インターネット上でのライブ中継を実施いたしますので、ご視聴もご検討くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告 事項

1. 第82期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は午前9時より受付を開始いたします。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

※本株主総会へのご出席またはライブ中継のご視聴ができなかった株主様におかれましては、後日、当社ウェブサイトにて本株主総会の模様を配信する予定ですので、是非ともご視聴賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



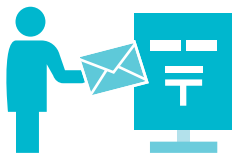
株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月26日（金）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日（木）午後5時30分 必着

インターネット等による議決権行使



三井住友信託銀行株式会社が運営する株主総会ポータル (<https://www.soukai-portal.net>)
または、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

行使期限

2026年6月25日（木）午後5時30分 まで

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご注意事項

- ※書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権行使がなされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ※インターネット等により複数回の議決権行使がなされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手持のスマートフォン等で議決権行使
書用紙に記載のQRコード®を読み取り簡
単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

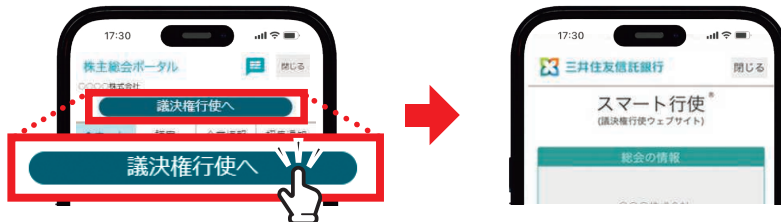
※QRコードは (株) デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。



インターネットによる議決権行使期限 **2026年6月25日 (木) 午後5時30分**

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」[パスワード]をご入力いただく必要があります。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会「ライブ中継のご案内」

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ中継いたします。

なお、ご視聴される株主様は、総会当日の決議にご参加いただくことはできません。書面（郵送）またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

1 当社の指定する下記ウェブサイトアクセスしてください。

公開日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで
※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

配信URL

<https://www.nichireki.co.jp/soukai/y2026/>



2 株主ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従い株主ID及びパスワードをご入力ください。

株主ID

「議決権行使書」に記載されている **株主番号9桁**

パスワード

「議決権行使書」に記載されている **郵便番号7桁**（ハイフンは不要です。）

3 「視聴する」ボタンを押してください。（押下後、視聴サイトに画面遷移します。）

<ライブ中継ご視聴にあたっての注意事項>

- インターネットによるライブ中継のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ご質問、議決権行使等を承ることはできません。議決権につきましては、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりライブ中継を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイトURL <https://www.nichireki.co.jp/>

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

ライブ中継
に関する
お問い合わせ先

ニチレキグループ株式会社
総務部総務課

03-3265-1511

受付時間：午前9時～午後5時（土日休日を除く）

ID・パスワード
に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
ライブ中継サポート専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間：午前9時～午後5時（土日休日を除く）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営環境の変化に的確に対応し、着実な企業成長を遂げるために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を安定的かつ継続的に行うことを剰余金の配当に係る基本方針としております。この方針に基づき、当期の業績及び今後の事業計画等を勘案いたしまして、期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭	
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項 及びその額	当社普通株式1株につき金 総額	40円 1,138,217,160円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日	

なお、当社は、1株につき金40円の間配当を実施しておりますので、当期の配当金は1株につき、合わせて金80円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主の皆様への利便性向上の観点から、新たに单元未満株式の買増制度を導入すべく、会社法第194条第1項の規定にしたがい、当社定款に当該制度に係る規定を設け、单元未満株主の皆様が当社に対して单元未満株式売渡請求を行うことを可能にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第10条~第40条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき单元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p>第11条~第41条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

社外取締役4名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	再任 小 幡 学 お ばた まなぶ	代表取締役社長
2	再任 川 口 裕 司 かわ ぐち ゆう じ	代表取締役副社長
3	再任 羽 入 昭 吉 は にゅう あき よし	専務取締役 (技術開発戦略本部長)
4	再任 戸 塚 浩 行 と つか ひろ ゆき	専務取締役 (事業戦略本部長兼海外企画部長)
5	再任 山 本 淳 やま もと じゅん	常務取締役 (コーポレート本部長兼法務・コンプライアンス部長兼投資戦略部長)
6	再任 伊 藤 達 也 い とう たつ や	常務取締役 (企画本部長兼人事企画部長)
7	再任 小 林 修 こ ばやし おさむ	社外 独立 社外取締役
8	再任 渋 村 晴 子 しぶ むら はる こ	社外 独立 社外取締役
9	再任 城 處 琢 也 き どころ たく や	社外 独立 社外取締役
10	再任 福 田 美詠子 ふく だ みえ こ	社外 独立 社外取締役

1

お ば た
小 幡ま な ぶ
学所有する当社の株式の数：42,139株
生年月日：1956年12月25日

再任



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
 2007年5月 当社執行役員東京エリアマネージャー
 日レキ特殊工事(株)代表取締役社長
 2011年6月 当社上席執行役員事業本部副本部長
 2013年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長
 2015年6月 当社代表取締役社長執行役員社長
 2020年6月 当社代表取締役社長（現任）
 (重要な兼職の状況)
 ニチレキ(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業部門を指揮し、2015年6月からは代表取締役社長として経営改革による収益力の強化と成長戦略の実行により、当社グループの事業拡大と業績向上に大きな成果を上げてまいりました。これまでの経営者としての豊富な経験、能力と見識は、グループ経営の強化と企業価値の継続的な向上を推進するうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

2

か わ ぐ ち
川 口ゆ う じ
裕 司所有する当社の株式の数：26,693株
生年月日：1958年3月16日

再任



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
 2011年6月 当社取締役上席執行役員関東エリアマネージャー
 日瀝道路(株)代表取締役社長
 2013年6月 当社取締役常務執行役員関東エリアマネージャー
 日瀝道路(株)代表取締役社長
 2018年4月 当社取締役常務執行役員東京・関東統括マネージャー
 2018年6月 当社取締役専務執行役員東京・関東統括マネージャー
 2020年6月 当社専務取締役東京・関東統括マネージャー兼東京エリアマネージャー
 2021年4月 当社専務取締役東日本統括マネージャー
 2022年6月 当社代表取締役副社長（現任）
 (重要な兼職の状況)
 ニチレキ(株)取締役副社長

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって営業関連業務に携わり、グループ会社の代表取締役や統括マネージャーとしてグループの事業推進と業績向上に貢献してまいりました。その豊富な経験と知見は、グループ経営を強化・推進していくうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

3 はにゆう あきよし 羽入 昭吉

所有する当社の株式の数：23,032株
生年月日：1958年10月9日

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員技術研究所長
2013年6月 当社取締役上席執行役員技術研究所長
2015年6月 当社取締役常務執行役員技術生産本部長
2020年4月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼技術部長
2020年6月 当社常務取締役技術開発本部長兼技術部長
2024年4月 当社常務取締役技術開発本部長
2024年6月 当社専務取締役技術開発本部長
2024年10月 当社専務取締役技術開発戦略本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年において研究開発及び技術関連の業務に携わり、当社の製品・工法の開発を推進してまいりました。技術開発部門のトップとしてグループの技術研究開発基盤の強化と発展に大きく貢献しており、その高い専門性と知見、豊富な経験とイノベーションの能力は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者いたしました。

4 とつか ひろゆき 戸塚 浩行

所有する当社の株式の数：22,895株
生年月日：1962年1月27日

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2013年4月 当社東北支店長
2014年4月 当社執行役員東北エリアマネージャー兼東北支店長
2017年4月 当社上席執行役員東北エリアマネージャー兼東北支店長
2018年4月 当社上席執行役員東北・北海道統括マネージャー兼東北エリアマネージャー兼東北支店長
2021年4月 当社上席執行役員北日本統括マネージャー兼東北エリアマネージャー兼東北支店長
2023年4月 当社上席執行役員事業本部副本部長
2023年6月 当社常務取締役事業本部長兼海外事業部長
2024年10月 当社常務取締役事業戦略本部長兼海外企画部長
2025年6月 当社専務取締役事業戦略本部長兼海外企画部長（現任）
（重要な兼職の状況）
ニチレキ(株)取締役営業本部長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって営業関連業務に携わり、支店長・エリアマネージャーとして支店及びグループ会社の効率的なエリア経営に努め、業績向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験、実績と知見は、持続的成長により企業価値の向上を図るうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者いたしました。

5 やまもと 山本

じゅん
淳

所有する当社の株式の数：10,302株
生年月日：1966年7月31日

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2020年3月 当社入社 法務室部長兼コンプライアンス統括室部長
2020年4月 当社上席執行役員法務・コンプライアンス部長
2021年4月 当社上席執行役員法務・コンプライアンス部長兼投資戦略室長
2021年6月 当社取締役管理本部長兼法務・コンプライアンス部長兼投資戦略室長
2024年10月 当社取締役コーポレート本部長兼法務・コンプライアンス部長兼投資戦略部長
2025年6月 当社常務取締役コーポレート本部長兼法務・コンプライアンス部長兼投資戦略部長（現任）
（重要な兼職の状況）
ニチレキ(株)取締役管理本部長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関で銀行・証券業務を経験し、当社入社後は、主に総務、財務、法務等の管理部門に携わり、当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメント態勢の整備、コーポレートガバナンスの強化に貢献してまいりました。その豊富な経験、実績と知見は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

6 いとう たつや 伊藤 達也

所有する当社の株式の数：14,435株
生年月日：1963年5月15日

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2013年4月 当社技術部長
2015年4月 当社執行役員技術部長
2016年4月 当社執行役員経営企画部長兼人事部長
2020年4月 当社上席執行役員経営企画部長兼人事部長
2021年6月 当社上席執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼人事企画部長
2022年4月 当社上席執行役員企画本部副本部長兼人事企画部長
2022年6月 当社取締役企画本部長兼人事企画部長
2025年6月 当社常務取締役企画本部長兼人事企画部長（現任）
（重要な兼職の状況）
ニチレキ(株)取締役技術本部長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり技術部門に従事し、当社の製品・工法の開発力向上に成果を上げるとともに、人事、経営企画部門担当の役員として、当社グループの管理・組織運営体制の整備と充実に貢献してまいりました。その豊富な業務経験、実績と知見は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

7 こばやし
小林おさむ
修所有する当社の株式の数：34,500株
生年月日：1956年5月20日

再任

社外取締役

独立役員



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年3月 公認会計士開業登録
 1983年6月 税理士開業登録
 1996年8月 小林会計事務所所長（現任）
 2004年6月 当社社外監査役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、公認会計士及び税理士として企業会計、税務における豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は社外役員以外で会社経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かすべく、社外取締役の候補といたしました。

8 しぶむら
渋村はるこ
晴子所有する当社の株式の数：1,500株
生年月日：1964年12月6日

再任

社外取締役

独立役員



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
 本間・小松法律事務所（現本間合同法律事務所）入所
 1999年4月 同パートナー弁護士（現任）
 2015年6月 当社社外監査役
 2019年6月 当社社外取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 (株)タムラ製作所 社外取締役（監査等委員）
 (株)横河ブリッジホールディングス 社外取締役（監査等委員）
 (株)ブロードバンドタワー 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は社外役員以外で会社経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かすべく、社外取締役の候補といたしました。

9

きどころ
城處たくや
琢也所有する当社の株式の数：1,500株
生年月日：1974年9月23日

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会）
奥野総合法律事務所入所
2011年4月 同パートナー弁護士（現任）
2019年6月 当社社外監査役
2021年6月 当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
リサ企業再生債権回収(株) 取締役弁護士
金融庁 参与（審判官）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と実績、及び会社経営に関する相当程度の知見を有しております。2019年6月の社外監査役就任以降、公正かつ客観的な独立の立場から、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。

10

ふくだ
福田みえこ
美詠子所有する当社の株式の数：1,500株
生年月日：1965年4月1日

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2001年4月 中小企業診断士登録（東京都中小企業診断士協会中央支部所属）
2021年4月 福目総合研究所所長（現任）
2021年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、企業の経営及びマーケティング部門に携わった豊富な経験と専門知識を有し、特に経営コンサルタントとして市場調査・分析・戦略策定に高い専門性を有しております。同氏は社外役員以外で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの組織マネジメント及びリサーチ分野における豊富な経験、実績と知見を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により補償することとしております。候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 社外取締役候補者 小林 修氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、11年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者 渋谷 晴子氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、7年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者 城處 琢也氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、5年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 社外取締役候補者 福田 美詠子氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、5年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

【監査等委員会の意見】

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等及び報酬等について検討を行いました。指名報酬委員会の議事録の閲覧や同委員会委員長との面談により、候補者選定の考え方、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方がコーポレートガバナンス・コードに沿っているか、指名報酬委員会での協議を含む適切な手続を経ているか等について協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等及び報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1 再任	の 原 正 昭 の はら まさ あき	取締役（常勤監査等委員）
2 再任	かに 蟹 谷 勉 かに たに つとむ	社外 独立 社外取締役（監査等委員）
3 再任	かわ 川 手 典 子 かわ て のり こ	社外 独立 社外取締役（監査等委員）

1 の はら 野原 まさあき 正昭

所有する当社の株式の数：22,253株
生年月日：1961年4月24日

再任



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2013年4月 当社経営企画部長
2014年4月 当社総務部長
2018年4月 当社執行役員管理本部副本部長
2019年6月 当社常勤監査役
2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、これまで当社において営業関連・海外事業・経営企画業務のほか、総務・人事等の管理部門の責任者も務めてまいりました。その豊富な経験により、当社グループの職務に精通していることから、その知見をより実効性のある監査に活かしたく、監査等委員である取締役の候補といたしました。

2 かにたに 蟹谷 つとむ 勉

所有する当社の株式の数：1,500株
生年月日：1963年9月1日

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年8月 中村宣税理士事務所入所
2000年5月 税理士開業登録
2000年5月 蟹谷勉税理士事務所所長（現任）
2015年6月 当社社外監査役
2024年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しております。同氏は社外役員以外で会社経営に関与したことはありませんが、2024年6月から監査等委員として公正かつ客観的な独立の立場で、監査業務に携わっております。その知見を一層の適正な監査に活かしたく、監査等委員である取締役の候補といたしました。



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2001年7月 公認会計士登録
 - 2004年11月 税理士登録
 - 2008年2月 クレアコンサルティング(株) 代表取締役就任 (現任)
 - 2011年11月 米国公認会計士登録
 - 2015年2月 キャストグローバルグループ パートナー (現任)
 - 2021年6月 当社社外監査役
 - 2024年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- (重要な兼職の状況)
住友ベークライト(株) 社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、公認会計士及び税理士として会社の財務、会計における豊富な経験、実績と知見を有しております。M&A・組織再編を中心に、事業承継コンサルティング・事業再生アドバイスなどの業務にも精通しており、2024年6月から監査等委員として公正かつ客観的な独立の立場で、監査業務に携わっております。その高い専門性と豊富な経験を一層の適正な監査に活かしたく、監査等委員である取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により補償することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 社外取締役候補者 蟹谷 勉氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏が、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、2年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者 川手 典子氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏が、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、2年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

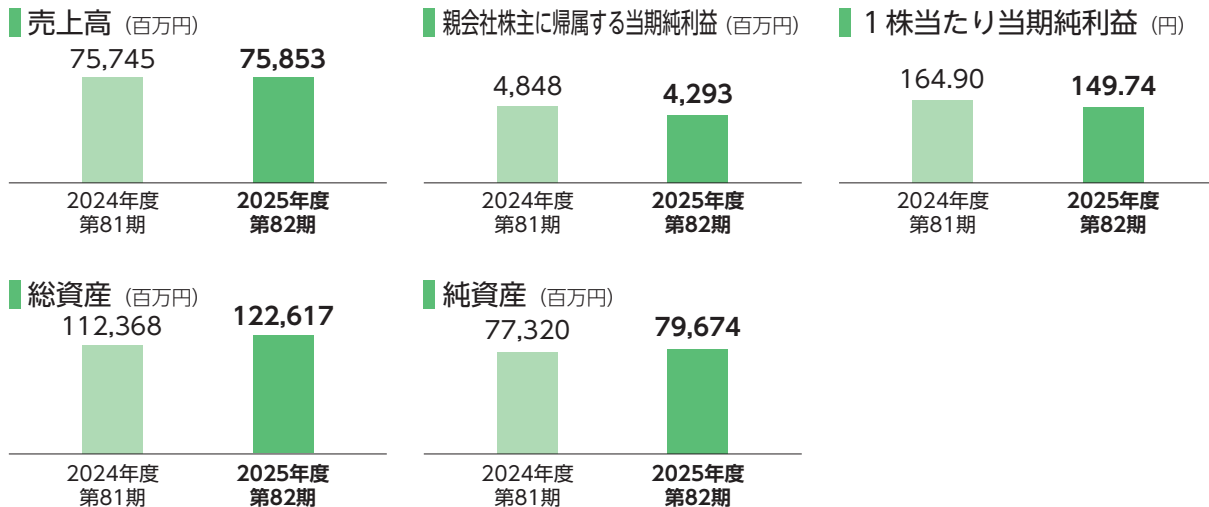
当連結会計年度における我が国経済は、円安等を背景に物価上昇が続いたものの、雇用情勢や所得環境の改善が進んだことから、個人消費は緩やかに持ち直す展開となりました。省力化やAI関連の投資、脱炭素関連投資を中心に設備投資も堅調に推移する等、総じてみれば内需を中心に緩やかな景気回復基調が持続しました。

先行きにつきましては、雇用・所得の改善や財政政策の効果等により、引き続き景気回復基調が続くことが期待されていますが、米国の通商政策等による世界経済への影響、中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰、製造・輸送コストの上昇、エネルギーや原材料の供給に関する懸念の高まり等、一段と不透明感が増している状況にあります。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、防災・減災、国土強靱化対策等の建設需要の高止まりを背景に、公共投資は底堅く推移してきました。一方で、原油価格の高騰や円安の進行等による原材料高といった業績下押し要因に注視を要する状況が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは『しなやか2025』の最終年度として諸施策に取り組み、迅速かつ的確な意思決定のもと、組織一丸となって持続可能な企業グループとして成長していくことを目指してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、長寿命の高付加価値製品の設計・受注活動、ICT技術活用などを推し進めてきた結果、売上高は75,853百万円（前期比0.1%増）、営業利益は5,920百万円（前期比5.5%減）、経常利益は6,077百万円（前期比13.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,293百万円（前期比11.4%減）となりました。



(2) 当社グループの主要な事業内容と各事業セグメントの状況

当社グループは、事業セグメントとして、アスファルト応用加工製品事業、道路舗装事業及びその他の事業に区分して運営・管理しております。

事業セグメント別の事業内容

事業セグメント	事業内容
アスファルト応用加工製品事業	アスファルト乳剤、改質アスファルト、コンクリート目地材、床版防水材、景観材料の製造及び販売
道路舗装事業	舗装工事、橋梁床版防水工事、景観工事、グラフィックス事業、道路調査業務
その他の事業	賃貸マンション、貸倉庫等

■ 事業セグメント別の概況

アスファルト応用加工製品事業

売上高 **247億 21百万円**
(前期比4.3%減)

営業利益 **35億 41百万円**
(前期比17.9%減)

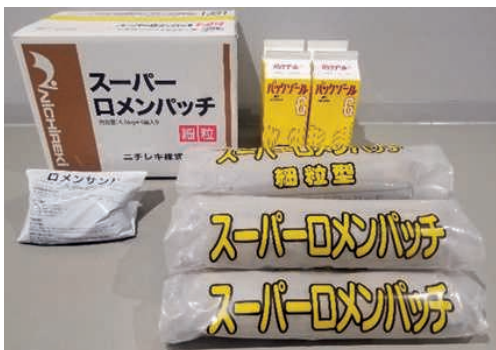
アスファルト応用加工製品事業は、主として舗装の層間接着や舗装用常温混合物に使用される「アスファルト乳剤」、道路に使用するアスファルトの耐久性（ひび割れ、わだち掘れ、平坦性）向上や排水・低騒音等の機能強化を目的とした「改質アスファルト」、橋梁の床版を保護することを目的とした「床版防水材」など、アスファルトを主原料として使用した製品の製造・販売を行う事業セグメントです。



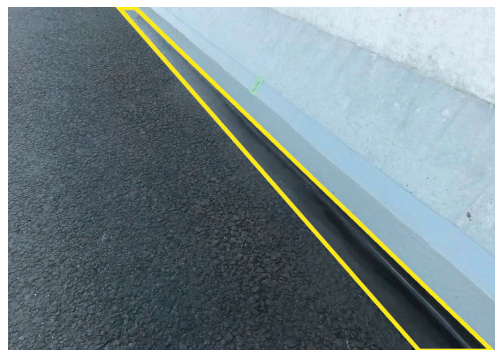
ディストリビュータによるアスファルト乳剤の散布



改質アスファルト：スーパーシナヤカファルト

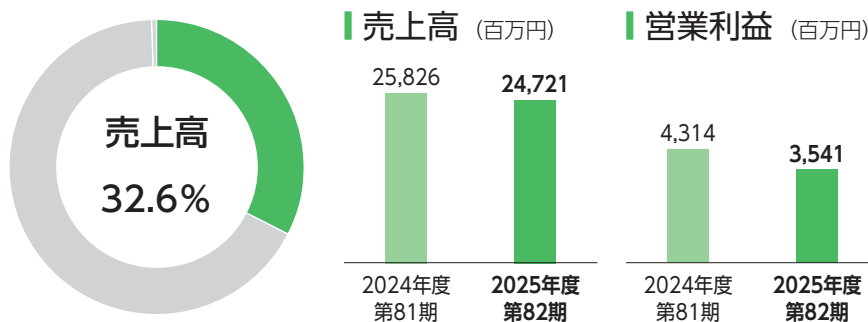


舗装用常温混合物（スーパーロメンパッチ）



成型目地材（ピタツとL型止水テープ）

アスファルト応用加工製品事業につきましては、「長寿命化・高性能化」や「環境負荷低減」を図る高付加価値製品の設計・受注活動の推進により、販売拡大と利益確保に努めてまいりました。当連結会計年度は、原材料価格は高値圏での推移が続き、実質ベースで見た道路舗装工事が伸び悩んだこと等から、売上高は24,721百万円（前期比4.3%減）、セグメント利益（営業利益）は3,541百万円（前期比17.9%減）となりました。



(注) 売上高構成比は外部顧客に対する売上高に基づき算出しました。

道路舗装事業

売上高 **508億 27百万円**
(前期比2.5%増)

営業利益 **47億 39百万円**
(前期比12.5%増)

道路舗装事業は、主として舗装工事、橋梁床版防水工事等の土木工事の請負と、それに関する調査・診断、設計、監理を行う事業セグメントです。当社グループの主な工法としては、既設舗装材や路盤材のリサイクル及び長寿命化を実現する「スタビセメントRC工法（路上路盤再生工法）」、橋梁の長寿命化を図る「HQハイブレンAU工法」、間伐材等の木材チップの有効活用ができる「アスウッド工法」等が挙げられます。また、施工管理に関しては、ICT技術の活用を進めております。



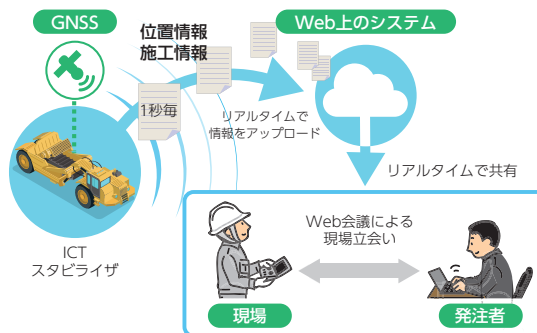
スタビセメントRC工法（路上路盤再生工法）



HQハイブレンAU工法（高性能床版防水工法）

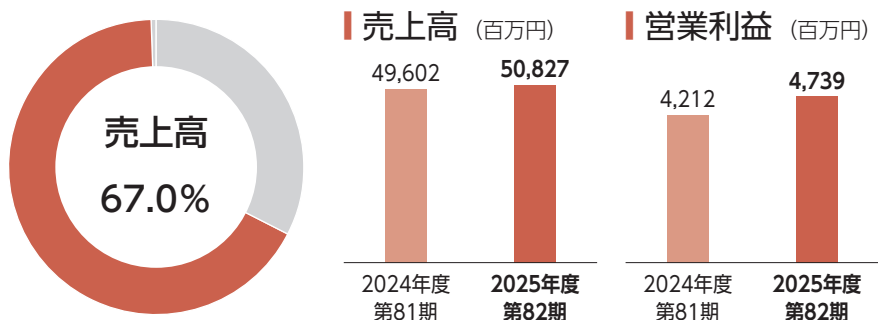


アスウッド工法（木材チップ舗装）



ICT技術を用いた施工管理（スタビセメントRC工法）

道路舗装事業につきましては、一部の地域で工事の発注遅れがありました。防災・減災、国土強靱化対策に係る工法提案からの受注活動、工事の着実な執行、資材等の価格高騰への対応、原価管理等に努めてまいりました。当連結会計年度の売上高は50,827百万円（前期比2.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は4,739百万円（前期比12.5%増）となりました。



(注) 売上高構成比は外部顧客に対する売上高に基づき算出しました。

(3) 対処すべき課題

- 1) 国や地方自治体の予算動向を見ますと、防災・減災、国土強靱化対策等の施策継続により、2026年度以降も引き続き公共事業量が高い水準で推移することが期待されます。一方、ウクライナや中東等を巡る地政学リスクや為替相場の動向等の影響から、原油・資材の価格上昇や供給不安への懸念が払拭できないことは、大きな経営リスクとして、引き続き注視を要するものと考えております。こうした事業環境の中、しっかりとした原価管理と、原価の変動に合わせた柔軟な営業戦略を着実に実行していくことが当社グループの最重要課題であると考えております。
- 2) 当社グループは、2020年度に過去最高益（営業利益ベース）を達成しましたが、その後は、高い水準の原油価格が続いたこともあって、逆風にさらされる事業環境が続いております。当社グループは、この逆風に直面しつつも、お客様のご理解を得ながら、製品等の価格見直しを行うとともに、環境にやさしい製品や高い機能を有する製品等の拡販や付加価値の

高い工法の実施に努めてまいりました。

このような事業の経過を踏まえすと、当社グループは、これからも研究開発に努めて高い付加価値を有する製品や工法を生み続け、その成果をお客様のもとに着実に届けるという事業活動を行っていくことが必要であり、そのための基盤を整えていかねばなりません。

こうした点からも、茨城県つくばみらい市での新たな営業・物流拠点、工場の建設計画（つくばビッグシッププロジェクト）を着実に実施していく必要があります。2020年に用地を取得した後、製造設備に係る半導体不足や資材の調達難等により建設を延期しておりましたが、2024年5月に着工し、2026年3月に建物の引き渡しを受けることができました。現在、新事務所や新工場で使うことになる機械設備等の構築を鋭意進めている状況ですが、2027年度半ば頃には稼働を開始させようと計画しております。本プロジェクト成功に向けて、引き続き全社一丸となって全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

- 3) 当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、従来の市場第一部上場会社からプライム市場上場会社に移行しました。プライム市場上場会社には、東証より「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」等が要請されていることに加え、株主の皆様をはじめとする投資家との建設的な対話が求められています。また、当社株式が高い市場流動性を持つためには、幅広い投資家に認知してもらうことも必要になります。このため、今後ますます重要になってくる広報・IR（インベスター・リレーションズ）・SR（シェアホルダー・リレーションズ）のさらなる充実を図っていくことも大きな課題であると考えています。

このような認識に立ち、当社グループは、広報・IR・SR活動に注力してまいりました。当連結会計年度では以下の成果を上げております。

①決算説明会の開催

2025年5月29日に2025年3月期の決算説明会を開催したのに続き、9月6日に個人投資家向けオンラインセミナー、11月28日に当連結会計年度上期の決算説明会を実施いたしました。

②新聞広告

当社は幅広いステークホルダーの皆様へ、ニチレキグループの社会貢献に向けた姿勢や技術力をご理解いただくことを目的に、「日本経済新聞 朝刊（全国版）」にインタビュー記事広告1本、企業広告2本の合計3本のシリーズ広告を3週連続で掲載しました。「日本経済新聞」への広告掲載を2019年より行っており、今回で7回目となります。

インタビュー記事広告では、代表取締役社長の小幡 学より当社グループのあゆみや独自のビジネスモデル、将来に向けたビジョンについてお伝えしました。

企業広告では、雪国の道路や物流道路が抱える社会課題を地域に合わせた対策で解決する当社の取り組みを、インパクトのあるビジュアルで紹介しました。「地域に密着した道路の点検による予防保全の大切さ」や「重い車両が通る道路を守る重要性」が伝わる表現を目指しました。

2025年7月22日の掲載内容

2025年7月28日の掲載内容

2025年8月4日の掲載内容

- 4) 当社グループは、2024年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、2024年10月1日に持株会社体制に移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、迅速な経営の意思決定及び業務執行とともに、取締役会の監督機能を強化してまいりました。また、持株会社体制への移行により、持株会社はグループ経営機能に特化し、グループ戦略の策定及び経営資源の配分の最適化を図る一方、事業会社は各事業に専念し、事業環境の変化に対応したスピード感のある事業展開を行うことができるよう取り組んでまいりました。こうした取り組みをさらに進化させ、引き続き当社グループのさらなる企業価値向上を実現してまいりたいと考えております。
- 5) 当社グループは、2026年度より中期経営計画『のびやか2030』をスタートいたしました。『のびやか2030』は、迅速かつ的確な意思決定のもと、直面する様々な環境変化にしなやかな対応力をさらに高め、のびやかな成長へ進化させることで、E S G並びに人的資本を意識した経営を重視して持続可能な企業グループの構築を目指していくことを掲げております。

第11期中期経営計画（2026年度～2030年度）
『のびやか2030』～しなやかに対応し、のびやかに成長～

【基本方針】

ニチレキグループは、研究開発を軸に「調査・診断→設計・提案→製造・販売→施工・管理」を一貫して担うソリューションビジネスを展開してまいります。

上記ビジネスモデルを基準として中長期的な視点を持った戦略や行動のもと、事業を取り巻く環境変化に「しなやかに対応し、のびやかに成長」していくことを目指します。

【重点施策】

①顧客基盤の強化

これまで推進してきた「市場の拡大と深耕、そして市場への定着」を継続し、お客様や市場に対して当社グループの製品・工法をさらに広くご利用いただけるよう取り組みます。特に、低炭素、長寿命、リサイクルなどの性能・機能を有する多種多様な「環境配慮型製品・工法」を提供することで、より多くのお客様にその価値を実感していただき、市場への定着を図ります。

②組織力の強化

既存の組織体制にとらわれない各部門・エリア・グループ会社間の有機的な連携・協力体制を強化・活性化し、グループ全体の生産性をさらに向上させ、組織力を強化します。また、各種外部パートナーとの連携を強化し、新たな付加価値の創出を推進します。

③『つくばビッグシップ』による事業基盤の強化

現在、茨城県つくばみらい市において、2027年度中の稼働開始を目指し、環境に配慮した先進的な生産・物流基地「つくばビッグシップ」を建設中です。そこでは生産設備のDX（効率化・自動化）による生産能力の向上や、さらなる高付加価値製品の製造に取り組みます。また、テクニカルセンターの整備による品質管理体制の強化、最新鋭システムの導入による全国的な物流管理の最適化、当社およびグループ会社の機材のモータープール化、好アクセスを活かした首都圏工事への対応力強化による事業拡大なども推進します。

④サプライチェーン・マネジメントの高度化

原材料の調達・運搬、工場における製品の製造から販売・出荷、現場における工事施工や機材の管理等に至るまで、サプライチェーンの全プロセスをICTの活用とDXの推進により高度化し、生産性・品質・安全性の向上を実現します。

⑤経営基盤の強化

コーポレート・ガバナンスの強化、ESG経営の高度化、情報開示の充実化、M&A等による事業領域の拡大、人材の確保・育成と働き方改革、DXの推進による業務改革、情報セキュリティとリスク管理の強化、成長投資と財務基盤強靱化の両立などを推進し、持続的な成長を支えるための経営基盤の強化を図ります。

【経営数値目標】

2030年度目標

連結売上高	86,000百万円	E B I T D A マージン	13.1%
連結営業利益	6,800百万円	R O E	6.0%
E B I T D A	11,300百万円	配当性向	50%程度

(4) 資金調達等についての状況

①資金調達

該当事項はございません。

②設備投資

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、17,874百万円であり、その主なものは、つくばビッグシッププロジェクト、拠点整備、路面調査機器、建設作業機械及び生産設備などの増設・更新、事務所内及び周辺的环境整備などであります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 2024年度	第82期 当連結会計年度 2025年度
売 上 高 (百万円)	78,397	73,832	75,745	75,853
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,284	4,488	4,848	4,293
1 株当たり当期純利益 (円)	205.73	152.74	164.90	149.74
総 資 産 (百万円)	91,474	95,094	112,368	122,617
純 資 産 (百万円)	72,470	74,836	77,320	79,674

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場並びに従業員の状況

①企業集団の主要な営業所

会社名	名称	所在地
当 社	本 社	東京都千代田区
	技 術 研 究 所	栃木県下野市
ニ チ レ キ (株)	本 社	東京都千代田区
	北 海 道 支 店	北海道恵庭市
	東 北 支 店	宮城県仙台市
	関 東 支 店	栃木県下野市
	東 関 東 支 店	茨城県つくば市
	東 京 支 店	埼玉県越谷市
	北 陸 支 店	新潟県長岡市
	中 部 支 店	愛知県名古屋市
	関 西 支 店	大阪府大阪市
	中 国 支 店	広島県東広島市
	四 国 支 店	香川県高松市
九 州 支 店	福岡県福岡市	

②企業集団の主要な工場

会社名	名称	所在地
ニ チ レ キ (株)	恵 庭 工 場	北海道恵庭市
	仙 台 工 場	宮城県仙台市
	小 山 工 場	栃木県下野市
	千 葉 工 場	千葉県千葉市
	愛 知 工 場	愛知県稲沢市
	姫 路 工 場	兵庫県姫路市
	大 分 工 場	大分県大分市

③主要な子会社

会社名	所在地
ニチレキ(株)	東京都千代田区
北海道ニチレキ工事(株)	北海道札幌市
東北ニチレキ工事(株)	宮城県仙台市
日瀝道路(株)	東京都千代田区
日レキ特殊工事(株)	東京都荒川区
中部ニチレキ工事(株)	愛知県名古屋市
近畿ニチレキ工事(株)	滋賀県守山市
中国ニチレキ工事(株)	広島県東広島市
四国ニチレキ工事(株)	香川県高松市
朝日工業テクノス(株)	大分県大分市
九州ニチレキ工事(株)	福岡県福岡市
ラインファルト工業(株)	大阪府堺市

④従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,434名	増 48名

- (注) 1. 従業員数には顧問1名・再雇用嘱託20名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員91名は含んでおりません。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110名	増 6名	44.9歳	14.8年

- (注) 1. 従業員数には顧問1名・再雇用嘱託7名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
ニチレキ(株)	300	100.0	アスファルト応用加工製品の製造及び販売、コンサル、測量等の請負
北海道ニチレキ工事(株)	40	100.0	舗装工事等の請負
東北ニチレキ工事(株)	65	100.0	舗装工事等の請負
日歴道路(株)	80	100.0	舗装工事等の請負
日レキ特殊工事(株)	30	100.0	舗装工事等の請負
中部ニチレキ工事(株)	50	100.0	舗装工事等の請負
近畿ニチレキ工事(株)	50	100.0	舗装工事等の請負
中国ニチレキ工事(株)	50	100.0	舗装工事等の請負
四国ニチレキ工事(株)	20	100.0	舗装工事等の請負
朝日工業テクノス(株)	50	100.0	舗装工事等の請負
九州ニチレキ工事(株)	23	100.0	舗装工事等の請負
ラインファルト工業(株)	50	100.0	舗装工事等の請負

(注) 1. 当社の連結子会社は、2026年3月31日現在上記12社を含む40社であります。

2. 当連結会計年度の業績につきましては、前記 1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果、(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金 (残高)
株式会社みずほ銀行	8,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,450百万円
株式会社三井住友銀行	4,250百万円
株式会社十七七銀行	500百万円
株式会社足利銀行	300百万円

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社定款では、会社法第459条第1項が規定する剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定めを設けておりません。したがって、剰余金の配当等につきましては、取締役会が株主総会の目的である事項として決定し、株主総会において決議しております。

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策のひとつとして位置付けており、2021年度から2025年度を期間とした中期経営計画『しなやか2025』では、最終年度に配当性向25%を目標としておりましたが、最終年度となった当事業年度に係る配当性向は53.4%と、この目標を大きく上回る水準を達成する見込みとなっております。なお、2026年度よりスタートする『のびやか2030』では、最終年度の配当性向50%程度を目標としております。

当事業年度の期末配当につきましては、通常配当1株当たり40円の配当を予定しております。すでに中間配当として2025年12月に1株当たり40円の配当を実施しましたので、これと合わせた年間配当額は1株当たり80円ということになります。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2 株式及び新株予約権に関する事項

(1) 上位10名の株主の状況

- ①発行可能株式総数 90,000,000株
- ②発行済株式総数 28,455,429株 (自己株式 3,230,526株を除く)
- ③当事業年度末の株主数 12,547名
- ④上位10名の株主 (2026年3月31日現在)

	株主名	持株数	持株比率
1	MAPLES TRUSTEE SERVICES (CAYMAN) LIMITED (ACTING IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF DUJET)/GZ-1	2,955千株	10.39%
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,458千株	8.64%
3	THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,595千株	5.61%
4	株式会社みずほ銀行	1,108千株	3.90%
5	伊藤忠エネクス株式会社	895千株	3.15%
6	三井住友信託銀行株式会社	880千株	3.10%
7	ニチレキ取引先持株会	850千株	2.99%
8	公益財団法人池田20世紀美術館	630千株	2.21%
9	JP MORGAN CHASE BANK 385642	611千株	2.15%
10	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	534千株	1.88%

(注) 当社は自己株式3,230,526株を保有しておりますが、上記には含めておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む。）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

①譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2025年6月27日開催の取締役会において、下記の内容で自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

記

(1) 処分期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 41,600株
(3) 処分価額	1株につき2,409円
(4) 処分総額	100,214,400円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名 22,400株 当社の監査等委員である取締役 3名 2,800株 当社の執行役員等 9名 16,400株
(6) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(3) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記の通り、自己株式を取得することを決議いたしました。

記

(1) 自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行い、株主還元の充実と資本効率の向上を図るため、自己株式取得を実施します。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| 1) 取得対象株式の種類 | : 当社普通株式 |
| 2) 取得し得る株式の総数 | : 1,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合3.40%) |
| 3) 株式の取得価格の総額 | : 26億円 (上限) |
| 4) 取得期間 | : 2025年3月1日～2025年12月31日 |
| 5) 取得方法 | : 東京証券取引所における市場買付 |

なお、この自己株式の取得は、2025年3月1日より市場買付を開始し、2025年10月31日に終了いたしました。

本決議に基づき取得しました自己株式の数は1,000,000株 (当事業年度に取得した自己株式の数は914,500株)、取得価格は2,598百万円 (当事業年度の取得価格は2,403百万円) であります。

(4) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 地位、氏名、担当、重要な兼職の状況（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	小幡 学	ニチレキ(株)代表取締役社長
代表取締役副社長	川口 裕司	社長補佐、ニチレキ(株)取締役副社長
専務取締役	羽入 昭吉	技術開発戦略本部長
専務取締役	戸塚 浩行	事業戦略本部長、海外企画部長、ニチレキ(株)取締役営業本部長
常務取締役	山本 淳	コーポレート本部長、コンプライアンス統括責任者、法務・コンプライアンス部長、投資戦略部長、ニチレキ(株)取締役管理本部長
常務取締役	伊藤 達也	企画本部長、技術開発戦略本部長補佐、人事企画部長、ニチレキ(株)取締役技術本部長
取締役	小林 修	公認会計士・税理士（小林会計事務所所長）
取締役	渋村 晴子	本間合同法律事務所パートナー弁護士、(株)タムラ製作所社外取締役（監査等委員）、(株)横河ブリッジホールディングス社外取締役（監査等委員）、(株)ブロードバンドタワー社外取締役
取締役	城處 琢也	奥野総合法律事務所パートナー弁護士、リサ企業再生債権回収(株)取締役弁護士、金融庁参与（審判官）
取締役	福田美詠子	中小企業診断士（福目総合研究所所長）
取締役 （監査等委員）	野原 正昭	監査等委員会委員長
取締役 （監査等委員）	蟹谷 勉	税理士（蟹谷勉税理士事務所所長）
取締役 （監査等委員）	川手 典子	公認会計士・税理士（川手公認会計士事務所所長）、クレアコンサルティング(株)代表取締役、キャストグローバルグループパートナー、いちご(株)社外取締役、住友ベークライト(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役 小林 修、渋村晴子、城處琢也、福田美詠子の各氏、取締役（監査等委員）蟹谷 勉、川手典子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）野原正昭氏は、会社の管理業務を担当していた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）蟹谷 勉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当な知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）川手典子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 取締役 小林 修、渋村晴子、城處琢也、福田美詠子の各氏、取締役（監査等委員）蟹谷 勉、川手典子の両氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 当社は、社内の情報の収集及び監査等の環境整備に積極的に取り組むとともに、日常的に内部統制の構築・運用の監視・検証を行うため、野原正昭氏を常勤監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金、争訟費用及び損害賠償請求への初期対応費用を当該保険契約により補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びすべての子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び外部法人への派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

1) 報酬額またはその算出方法の決定方針

当社は、個人別の役員報酬等の額またはその算出方法の決定に関して基本方針を定めております。この方針のもと、金銭報酬につきましては、以下の通りとしております。

①取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、月額報酬と賞与により構成されております。月額報酬は基本報酬と業績報酬からなっておりますが、基本報酬は役位ごとの役割や責任の大きさに基づいて支給する固定報酬であり、業績報酬は財務業績及び非財務業績の個人別評価により変動する報酬です。賞与は、毎期の業績に応じて支給される業績連動の報酬です。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結売上高、連結営業利益及び連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当社経営計画の推進にあたってグループ全体の業績目標達成度を評価するうえで重視していることによるものです。業績連動報酬等の算定方法については、役位別の基準額を設定し、連結売上高、連結営業利益を軸とした業績指標の目標達成度に応じて上下する方法を採用しており、これに個人別貢献度や非財務指標を反映させることで総合的に評価しております。

②社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成されております。

③監査等委員である取締役の報酬については、常勤・非常勤別の職務内容を勘案して、監査等委員の協議により決定しています。監査等委員である取締役の報酬は、社外取締役であるか否かにかかわらず、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定しています。指名報酬委員会は独立社外取締役が過半数を占めており、委員長には独立社外取締役が就いております。指名報酬委員会は原案について基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会においてその答申を確認し、個人別の報酬等の内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2024年6月27日開催の第80回定時株主総会において年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額80百万円以内とそれぞれ決議されております。

このほか、当社は、取締役に対する報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同じく第80回定時株主総会において、上記の金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する付与額は年額140百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内）、監査等委員である取締役に対する付与額は年額20百万円以内と決議されております。また、業務執行取締役については、譲渡制限付株式報酬以外にも、役位ごとに月額金銭報酬の一定額以上を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することを義務づけ、購入した株式のすべてを在任期間中、保有することとしております。

なお、第80回定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役4名）、監査等委員である取締役は3名です。

2) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式 報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	324百万円 （35百万円）	195百万円 （28百万円）	76百万円 （－）	53百万円 （7百万円）	10名 （4名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33百万円 （15百万円）	27百万円 （12百万円）	—	6百万円 （3百万円）	3名 （2名）
計	358百万円	222百万円	76百万円	59百万円	13名

（注）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬についての監査等委員会の意見は、P16【監査等委員会の意見】をご参照ください。

(5) 各社外役員の主な活動状況

当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を以下に示します。

区分	氏名	出席状況及び発言状況等
取締役	小林 修	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、公認会計士としての経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場からの確な提言・助言を行うなど経営陣の監督に努めております。
取締役	渋村 晴子	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、法律専門家としての経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場からの確な提言・助言を行うなど経営陣の監督に努めております。
取締役	城處 琢也	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、法律専門家としての経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場からの確な提言・助言を行うなど経営陣の監督に努めております。
取締役	福田美詠子	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場からの確な提言・助言を行うなど経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員)	蟹谷 勉	当事業年度開催の取締役会13回のすべて、監査等委員会20回のうち19回に出席し、税理士としての経験と知見に基づき、取締役会及び監査等委員会の場において適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	川手 典子	当事業年度開催の取締役会13回のすべて、監査等委員会20回のすべてに出席し、公認会計士としての経験と知見に基づき、取締役会及び監査等委員会の場において適宜発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 45百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 45百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第3項に基づき同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する調査業務を委託しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集された株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項（内部統制システムの基本方針）は、次のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、グループのコンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス部を設置するとともに、グループ内規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図る。また、通報及び相談窓口としてグループのネットワークに「ホットライン」を開設して、グループの社員から直接、コンプライアンスに係る通報・相談や意見・提案を受け付ける。取締役は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会が選定する監査等委員である取締役に報告する。報告を受けた監査等委員である取締役は、グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、担当取締役に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。内部監査については、監査部を設置し、グループ全社について、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施する。また、監査部は、必要に応じ、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役及び会計監査人と意見・情報交換を行う。経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程その他のグループ内規程または社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、当社の担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、取締役社長は速やかに対策責任者となる取締役に任命し、グループ全社に示達する。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営計画を策定し、毎事業年度のグループ全体の経営目標及び予算配分等を定め、グループの協力体制の推進及び業務の効率的な遂行管理を行う。当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他のグループ内規程及び社内規程に従い、適時的確に業務を執行する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、グループ会社に共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ内規程を定める等のグループ運営体制を整備する。また、グループ内規程として定めていない事項についても、グループ会社は、当社が定める社内規程に準拠した社内規程を定める。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項について当社に協議、報告等を行う。当社は、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行う。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、もしくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査部または法務・コンプライアンス部に報告する。監査部または法務・コンプライアンス部は直ちに監査等委員会が選定する監査等委員である取締役に報告する。報告を受けた監査等委員である取締役は、取締役（取締役会）に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は、必要が生じた場合に、取締役会に対して、その職務を補助すべき使用人の設置を求めることができる。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から指示を受けた業務については、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事等については、担当する取締役が事前に監査等委員会と協議する。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人（以下「役職員」という。）は、グループ各社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、当社の担当部署を通じ、または内部通報その他の手段により、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役に報告する。監査等委員が選定する監査等委員である取締役はいつでも必要に応じて、グループ各社の役職員に対して報告を求めることができる。

報告を受けた監査等委員である取締役は、その内容を監査等委員会に報告する。

当社は、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役へ報告を行ったグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の役職員に周知徹底する。

監査等委員会または監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当社の担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、業務執行を行う取締役、監査部及び会計監査人と情報交換をする場を設けるほか、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、当社またはグループ会社の重要な会議に参加し、必要に応じて役職員に説明を求める。

監査部は、適宜、監査の結果等を監査等委員会に報告する等、監査等委員との連携を図るものとする。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備及び運用を行う。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然とした態度で対応し、グループ全社が反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないようにするために必要な体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルの整備・充実を図り、それをを用いたコンプライアンス研修を当社及びグループ会社の社員に対し実施しております。また、研修プログラムも適宜見直しを行うなど、内部統制の観点からコンプライアンス・ルールの周知徹底に取り組んでおります。改正公益通報者保護法（2022年6月1日施行）やフリーランス新法（2024年11月1日施行）に合わせ、「内部通報規程」、「コンプライアンス規程」、「独占禁止法遵守規程」及び「ハラスメント防止規程」をグループ規程として刷新し、内部通報窓口の整備・周知に努める等、コンプライアンス体制の更なる充実を図っております。

②情報の保存及び管理体制

取締役会や経営戦略会議で用いられた資料と議事録は、十分な調査に基づき正確に記録・作成され、適切に保存・管理されるよう万全を期しております。2022年8月の取締役会決議により「情報セキュリティ基本方針」を制定し、合わせて「情報管理規程」も改定する等、情報セキュリティ高度化に向けて体制整備を進めております。

情報セキュリティ基本方針

①対象

対象となる「情報資産」は、ニチレキグループの事業活動において知り得た情報及び保有する全ての情報とします。

②適用範囲

ニチレキグループの全ての役職員等に適用し、安全な業務運営と情報資産の保護に努めます。

③情報管理体制

当社の取締役会の下に、取締役を「情報管理統括責任者」とし、全部門に展開した情報管理体制を構築します。

④グループ内規程類の整備

情報セキュリティを実施運用していくために、情報の取り扱い、情報システムの運用基準、情報システムの開発・導入基準、物理的セキュリティ対策、外部委託基準等を定めたグループ内規程類を整備します。

⑤内部監査の実施

グループ内規程類が適切に運用され、機能していることを検証するために、定期的に内部監査を実施します。

⑥セキュリティリテラシーの向上

役職員等のセキュリティリテラシーを維持・向上するための教育・訓練を継続的に実施します。

⑦環境変化への対応

ニチレキグループの事業領域や取り扱う情報資産、またICT（情報通信技術）環境の変化に柔軟に対応し、情報セキュリティ管理のルールや仕組みを見直していきます。

③リスク管理体制

財務、法務、災害等のリスクマネジメント状況については、関連規程に基づき社長及び取締役会への報告を行っております。2023年3月の取締役会決議により「事業リスク管理委員会」を設置し、ニチレキグループが直面する可能性がある様々なリスクに対する管理体制の強化を図っております。

④効率的な職務執行体制

当事業年度は取締役会を13回、経営戦略会議を21回開催し、重要事項について審議・決定したほか、各部門を担当する取締役等から業務執行について報告を受けております。

取締役及び執行役員を選任、取締役の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。指名報酬委員会は独立社外取締役が過半数を占めており、委員長には独立社外取締役が就いております。当事業年度は、指名報酬委員会を3回開催しております。

⑤グループ管理体制

グループ経営管理規程に基づき、グループ会社に対し監査、経営指導を行っております。重要事項についてはグループ会社から報告を受け、または協議により事前承認を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率につきましては、表示未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	49,946
現金及び預金	24,752
受取手形、売掛金 及び契約資産等	17,587
電子記録債権	1,727
商品及び製品	1,247
未成工事支出金	160
原材料及び貯蔵品	1,236
その他	3,238
貸倒引当金	△5
固定資産	72,671
有形固定資産	48,153
建物及び構築物	23,425
機械装置及び運搬具	4,890
土地	11,319
リース資産	702
建設仮勘定	6,948
その他	865
無形固定資産	1,056
投資その他の資産	23,461
投資有価証券	12,364
関係会社出資金	1,527
退職給付に係る資産	4,490
繰延税金資産	19
長期預金	4,430
その他	681
貸倒引当金	△52
資産合計	122,617

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	24,348
支払手形及び買掛金	6,140
短期借入金	2,000
1年以内返済予定の 長期借入金	1,800
リース債務	133
未払金	9,783
未払法人税等	1,160
契約負債	361
賞与引当金	1,007
役員賞与引当金	88
その他の引当金	52
その他	1,820
固定負債	18,594
長期借入金	14,400
リース債務	528
繰延税金負債	3,316
退職給付に係る負債	80
資産除去債務	220
その他	48
負債合計	42,942
純資産の部	
株主資本	72,468
資本金	2,919
資本剰余金	4,090
利益剰余金	70,973
自己株式	△5,514
その他の包括利益累計額	7,163
その他有価証券評価差額金	5,392
為替換算調整勘定	381
退職給付に係る調整累計額	1,389
非支配株主持分	42
純資産合計	79,674
負債及び純資産合計	122,617

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	75,853
売上原価	57,974
売上総利益	17,879
販売費及び一般管理費	11,958
営業利益	5,920
営業外収益	600
受取利息及び受取配当金	377
持分法による投資利益	65
為替差益	112
その他	45
営業外費用	443
支払利息	268
自己株式取得費用	66
寄付金	80
その他	28
経常利益	6,077
特別利益	221
固定資産売却益	31
投資有価証券売却益	126
受取保険金	36
補助金収入	25
その他	2
特別損失	70
固定資産除却損	46
事故関連損失	20
その他	3
税金等調整前当期純利益	6,228
法人税、住民税及び事業税	2,015
法人税等調整額	△108
法人税等合計	1,906
当期純利益	4,321
非支配株主に帰属する当期純利益	27
親会社株主に帰属する当期純利益	4,293

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,919	4,054	68,991	△3,174	72,790
当期変動額					
剰余金の配当			△2,311		△2,311
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,293		4,293
自己株式の取得				△2,404	△2,404
自己株式の処分		36		64	100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	36	1,982	△2,339	△321
当期末残高	2,919	4,090	70,973	△5,514	72,468

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,290	322	915	4,529	－	77,320
当期変動額						
剰余金の配当						△2,311
親会社株主に帰属 する当期純利益						4,293
自己株式の取得						△2,404
自己株式の処分						100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,101	58	474	2,633	42	2,676
当期変動額合計	2,101	58	474	2,633	42	2,354
当期末残高	5,392	381	1,389	7,163	42	79,674

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	22,703
現金及び預金	17,769
売掛金	1,370
原材料及び貯蔵品	16
短期貸付金	53
その他	3,493
固定資産	59,960
有形固定資産	38,879
建物	20,025
構築物	1,511
機械及び装置	192
工具、器具及び備品	336
土地	9,833
リース資産	244
建設仮勘定	6,736
無形固定資産	805
投資その他の資産	20,275
投資有価証券	12,032
関係会社株式	2,475
出資金	165
関係会社出資金	701
関係会社長期貸付金	96
長期前払費用	90
前払年金費用	231
長期預金	4,215
その他	306
貸倒引当金	△41
資産合計	82,663

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	25,921
買掛金	1,213
短期借入金	2,000
1年内返済予定の長期借入金	1,800
リース債務	83
未払金	11,217
未払費用	168
預り金	9,222
賞与引当金	147
役員賞与引当金	68
その他	0
固定負債	17,014
リース債務	170
繰延税金負債	2,384
長期借入金	14,400
資産除去債務	16
その他	42
負債合計	42,936
純資産の部	
株主資本	34,394
資本金	2,919
資本剰余金	4,445
資本準備金	2,017
その他資本剰余金	2,428
利益剰余金	32,392
利益準備金	729
その他利益剰余金	31,662
固定資産圧縮積立金	274
固定資産圧縮特別勘定積立金	7
別途積立金	17,100
繰越利益剰余金	14,280
自己株式	△5,363
評価・換算差額等	5,333
その他有価証券評価差額金	5,333
純資産合計	39,727
負債及び純資産合計	82,663

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	6,296
商品売上高	613
賃貸事業売上高	992
営業収益	4,690
売上原価	515
賃貸事業売上原価	515
売上総利益	5,781
販売費及び一般管理費	3,739
営業利益	2,042
営業外収益	505
受取利息	56
受取配当金	377
その他	70
営業外費用	361
支払利息	274
自己株式取得費用	66
その他	20
経常利益	2,186
特別利益	156
投資有価証券売却益	126
補助金収入	25
その他	5
特別損失	33
固定資産除却損	29
その他	3
税引前当期純利益	2,309
法人税、住民税及び事業税	△597
法人税等調整額	△125
法人税等合計	△722
当期純利益	3,031

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,919	2,017	2,389	4,407	729	261	8	17,100	13,572	31,672
当期変動額										
剰余金の配当									△2,311	△2,311
当期純利益									3,031	3,031
固定資産圧縮積立金の積立						14			△14	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△1	△0		1	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			38	38					－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	38	38	－	12	△0	－	707	720
当期末残高	2,919	2,017	2,428	4,445	729	274	7	17,100	14,280	32,392

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,021	35,978	3,258	3,258	39,236
当期変動額					
剰余金の配当		△2,311			△2,311
当期純利益		3,031			3,031
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△2,404	△2,404			△2,404
自己株式の処分	61	100			100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,074	2,074	2,074
当期変動額合計	△2,342	△1,583	2,074	2,074	490
当期末残高	△5,363	34,394	5,333	5,333	39,727

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

ニチレキグループ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳 吉昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチレキグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチレキグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

ニチレキグループ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳 吉昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチレキグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査部及びその他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

ニチレキグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野原 正 昭 ㊟

社外監査等委員 蟹谷 勉 ㊟

社外監査等委員 川手 典子 ㊟

(注) 監査等委員 蟹谷勉及び川手典子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

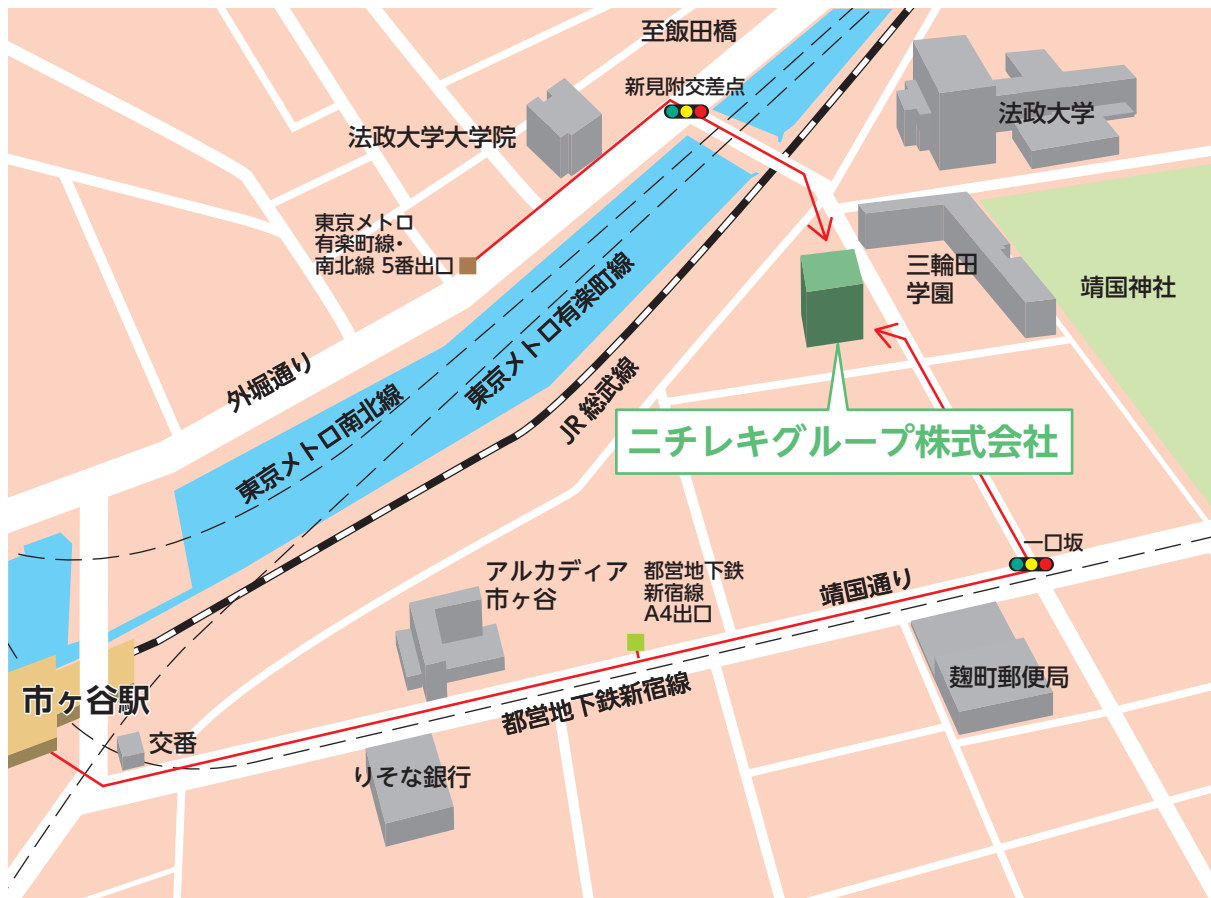
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキグループ株式会社 本店2階会議室
電話番号 03 (3265) 1511

交通

- JR総武線 市ヶ谷駅から徒歩8分
- 都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅A4出口から徒歩6分
- 東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅5番出口から徒歩6分



● 株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。

ニチレキグループ株式会社